

承認第1号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和6年2月29日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

## 専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和6年2月1日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）  
別紙のとおり

### 理 由

令和6年能登半島地震に伴う被災事業体への支援に係る経費等に関し、早急な予算措置をするため令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）により補正を行う。

令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算書第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業費	1,065,446千円	416千円	1,065,862千円
第1項 営業費用	1,018,873千円	416千円	1,019,289千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算書第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費 57,507千円

令和6年2月1日 専決処分

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1.	水道事業費		1,065,446	416	1,065,862		
	1.	営業費用	1,018,873	416	1,019,289		
		4.	総係費	127,584	416	128,000	

令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算説明書

収益的支出

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 水道			1,065,446	416	1,065,862			
事業費	1. 営業費用		1,018,873	416	1,019,289			
		4. 総係費	127,584	416	128,000			
						3. 手当	416	災害支援に伴う手当の増

## 給 与 費 明 細 書

(単位：千円)

区 分		職 員 数		給 与 費					法定福利費	合 計
		特別職(人)	一般職(人)	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		5		23,140		13,444	36,584	6,618	43,202
	資本勘定支弁職員		2		7,236		4,674	11,910	2,395	14,305
	合 計		7		30,376		18,118	48,494	9,013	57,507
補 正 前	損益勘定支弁職員		5		23,140		13,028	36,168	6,618	42,786
	資本勘定支弁職員		2		7,236		4,674	11,910	2,395	14,305
	合 計		7		30,376		17,702	48,078	9,013	57,091
比 較	損益勘定支弁職員		0	0	0		416	416	0	416
	資本勘定支弁職員		0		0		0	0	0	0
	合 計		0	0	0		416	416	0	416

手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	児童手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補 正 後	1,765	558	480	68	685		1,061		
	補 正 前	1,765	558	480	68	685		645		
	比 較	0	0	0	0	0		416		
	区 分	期末勤勉手当	退職手当負担金	管理職特別手当						合 計
補 正 後	9,433	4,012	56							18,118
補 正 前	9,433	4,012	56							17,702
比 較	0	0	0							416